

vol.56
2023

特集

最新型CT装置

『Revolution CT』の紹介

2・3 P

各科日より

「ご存知ですか？」顎変形症^{がくへんけいしやう}

歯科口腔外科

4 P

「聞き書き」

あなたの語りを一冊の本にして、残しませんか？

5 P

クラスターが発生した社会福祉施設に対する

医療チームの対応

6・7 P

となみそつごう大文化祭

8 P

院長伝言板

8 P

市立砺波総合病院憲章

わたくしたちは、市立砺波総合病院の職員であることを誇りとし、愛と奉仕の精神のもとに、病気で悩める人々を癒すことに互いの心を結集し、この憲章を定めます。

市立砺波総合病院は

- 1 患者さんの権利を尊重します
- 1 医療の安全を追求し 信頼される医療を提供します
- 1 医療・福祉・介護・保健分野との連携に努め
地域医療の推進に努めます
- 1 職員が働く喜びと誇りの持てる職場をめざします
- 1 健全な病院経営に努めます

理 念

地域に開かれ

地域住民に親しまれ

信頼される病院



市立砺波総合病院
Tonami General Hospital

〒939-1395 富山県砺波市新富町1番61号
TEL 0763-32-3320(代表) FAX 0763-33-1487(総務課)
E-mail tgh-somu@city.tonami.toyama.jp
ホームページ <https://www.med.tonami.toyama.jp/>

最新型CT装置『Revolution CT』の紹介

放射線技術科 主任 長宗 輝

CTとは、Computed Tomography（コンピュータ断像撮影）の略で、放射線の一種であるエックス線を利用し、人体の輪切り画像を撮影する検査です。

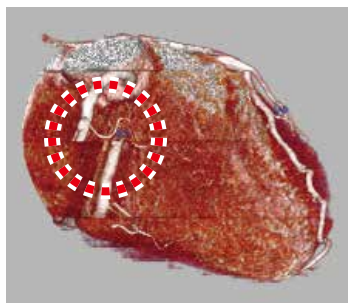
2022年1月からGEヘルスケア社製の最新型56列CT装置である『Revolution CT』が稼働を開始しました。今回新CT導入に伴い撤去となった64列CTが2009年に導入されて以来約12年ぶりのCT装置更新となります。

皆さんお持ちのスマートフォンと同様に、ここ10数年でのCT装置の進化はめまぐるしく、中でも今回導入したRevolution CTは検査に求められる要求を最高レベルで実現した最上位機種になります。従来のCT装置よりもグレードアップした様々な機能を搭載していますのでいくつか紹介させていただきます。

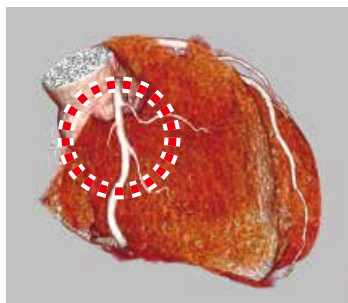
① 1回転の撮影で従来比4倍（16cm）のデータ取得が可能

従来の64列CTでは1回転して撮影できる範囲が4cmだったのに対し、Revolution CTでは4倍の16cmが撮影可能となりました。これにより撮影時間が大幅に短縮され、頭部の撮影で1秒、胸部から骨盤部の撮影であれば最速3秒以内に撮影できます。

心臓CT検査においても従来のCTでは心臓全体を4～5心拍かけて撮影していましたが、Revolution CTでは1心拍（1回転 0.28秒）で撮影することが可能となるので、心拍数が高い方や不整脈の方でも、血管のズレやつなぎ目のない鮮明な画像を得ることができます。



64列CT



Revolution CT

② 造影剤を大幅減

Revolution CTに搭載されているデュアルエネルギー機能を使用することで、造影検査において使用する造影剤の量を半分にした場合でも通常量を使用した検査と遜色のない画像を得ることができます。これにより腎機能が低下した患者さんでも造影検査を選択しやすくなります。

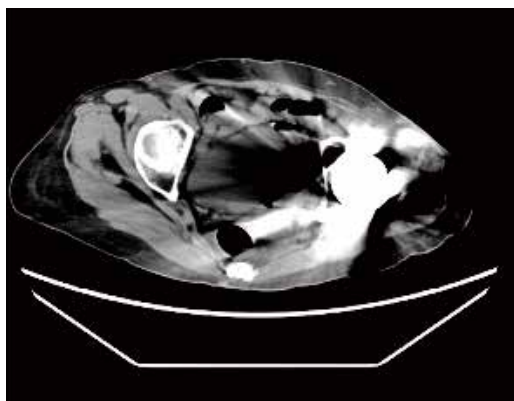
③ 被ばくの低減

Revolution CTには被ばくを低減する様々な技術が搭載されています。少ない放射線量でも高品質な画像を提供できるようになり、検査部位によっては従来の3分の1程度まで被ばくを減らすことができます。

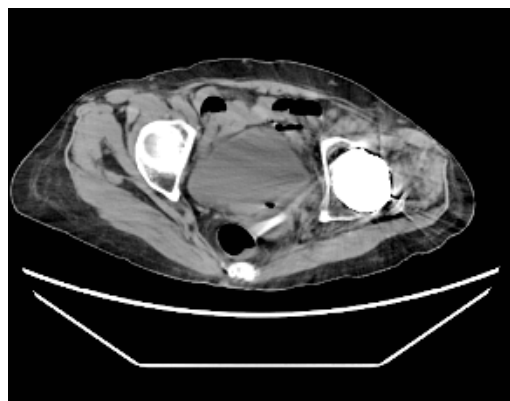
④ 金属アーチファクト低減

これまで、整形外科的金属をはじめ、ペースメーカー、インプラントなど体内金属のある患者さんでは金属アーチファクト（金属の影響で画像が黒く抜けたり白く帯状に広がる現象）により体内金属周囲の評価が困難でしたが、MAR（metal artifact reduction）機能によりアーチファクトが軽減し、同部の評価も可能となりました。

金属アーチファクト低減（MAR）



64列CT



Revolution CT

⑤ 開口部（トンネル）が拡大

開口部（トンネル）が80cmと従来のCTよりも約10cm広くなり、患者さんに圧迫感を与えることなく検査がスムーズに行えるようになりました。

これらのメリットにより、より患者さんに優しい検査が可能となりました。
今後は今回紹介させていただいた256列 Revolution CTと既存の64列CTの2台を駆使し、これまで以上に精度の高い検査技術と画像の提供をしたいと思っています。



ご存知ですか？「顎変形症」

かくへんけいしょう



顎変形症は、上下のあごの骨（顎骨）の形や位置の不調和により、咬み合わせや顔貌に異常をきたした状態です。

日本人で最も多いのは、「受け口」と言われる下あごが前に出た状態（下顎前突）ですが、他にも様々な病態があります。

症状は？

①機能障害

・咀嚼（そしゃく）障害：食べものを噛みづらい

・構音（こうおん）障害：「サ行」や「タ行」が発音しにくい、相手に言いたいことが伝わりにくい

②顎顔面（がくがんめん）の変形

・上下のあごの骨の大きさや位置のずれにより、形態的な不調和を生じる

③虫歯や歯周病などの歯科疾患にかかりやすくなる

・あごの骨の大きさの不調和により、口が閉じづらく、口の中の環境に悪い影響を及ぼし、歯科疾患のリスクが高くなる
・歯並び自体によっても、上手に歯磨きがしづらい
等、いろいろな症状があります。

治療法は？

子どものうちは、矯正治療だけで対応可能なこともあります。しかし、成人以降、あるいは変形や不調和の程度が大きい場合には、「かみ合わせを治す歯科矯正治療」と「顎顔面の変形を治す顎矯正手術」を併用して治療します。これを外科的矯正治療と呼び、日本では、1990年に保険適用となりました（矯正治療と手術の両方に健康保険が適用）。しかし、30年以上経った現在でも、この治療が健康保険であることをご存知ない方が多く、当科を受診される患者さんでも「もっと早くに知っていたら、治療を受けられたのに」とのお話を伺うことが多くあります。

治療の目的は？

保険適用での治療ですので、前述した機能障害を改善することが、最大の目標となります。かみ合わせやあごの骨の前後関係や左右の位置関



図①：手術イメージ図



図②：治療例

治療の流れは？

矯正歯科医と口腔外科医が連携し、治療していきます。治療は、どの歯科医院でも受けられるわけではなく、いろいろな条件を満たした認定施設

係を治療することで、顔の変形が改善され、結果として、「見た目」も変化しますが、美容目的の治療ではないため、患者さんの「見た目に対するご要望」が全て解決する治療法ではありません。
しかし、この治療に伴って、顔の変形が改善されることで、心理的な安定が得られたり、周囲との関係性が好転する方も多くおられます。
また、歯並びが良くなって、かみ合わせが改善すること
で、長期的に安定した状態を保てるようになり、
歯科疾患の予防にもつながります。

歯科口腔外科

医 長 原田 沙織

で行います。砺波市内および近隣の市にも数軒、認定を受けた歯科医院があります。

①該当医療機関を受診

②各種資料の準備：レントゲン写真、口内内の模型等

③分析、診断

（④必要に応じて検査や歯科疾患治療）

⑤術前矯正治療：手術を前提として歯並びを整える

⑥顎矯正手術：あごの骨の位置関係を改善する

（当科でも施術可能）

⑦術後矯正治療：歯並びの最終仕上げ、微調整

⑧保定治療：きれいに並んだ歯並びを安定させるための装置を装着

まとめ

治療期間は、平均2～3年ですが、治療を受けた患者さんの多くは機能障害の改善により、日常生活に良い変化が起きています。食べづらい、喋りにくい等で日常生活に支障を感じておられる方、成長期を経て、かみ合わせが変化してきていると感じておられる方等、お困りの方は、かかりつけ歯科医院にてご相談ください。



あなたの語りを一冊の本にして、 残しませんか？

看護部 聞き書き水曜会 平木葉子



皆さんは、「聞き書き」をご存知ですか。

「聞き書き」とは「お年寄りの話を聞き、その話を、その人の話し言葉で書き、一冊の本にしてお渡しする活動」をいいます。「お年寄りが一人亡くなると、地域の図書館がひとつ消える」とも言われています。お年寄りの話を聞いて、それを記録し、後世に残すことですが、それは決して特別なことでなくていいのです。長い人生を生きてきて「楽しかったこと」、「嬉しかったこと」、「辛かったこと」、「悲しかったこと」を思い出して語ってもらえれば、それだけでも、その方の立派な「生きてきた証」になります。「聞き書き」のメリットは、「話し言葉」で書くとき気持ちを共有できることや、生きがいを見出してもらうことなどがあります。



当院では、2012年から患者に寄り添う看護の一つとして「聞き書き」を行っています。入院・外来患者さんを対象に、お年寄りだけでなく、様々な世代の方の語りをお聞きしています。これまで50名近くの方の「聞き書き」を行ってきました。

例えば、出産を控えたお母さんが、将来大きくなったお子さんに今の気持ちを冊子にして渡すための「聞き書き」や、可愛いお孫さんへの思いを冊子にし、誕生日プレゼントとして渡すための「聞き書き」など、ご家族の思い出作りのお手伝いもさせてもらっています。



これまで「聞き書き」を行った患者さんやご家族から



は、「自分の話を聞いてもらうだけで、元気になった。冊子をもったら、いちだんと嬉しかった」「こんなことまで喋っていたんだ…と気恥ずかしくもなったが、私の口調で書いてもらっていると、その時の情景がよみがえり、懐かしく感じた」「良い思い出になる機会をくれてありがとう」と、様々なご意見をいただいています。

皆さんからお聞きした語りを、文字に起こして一冊の本が出来上がった時、このようなお言葉をいただくと、私達も大変嬉しい気持ちになります。



外来、病棟に、「聞き書き」のパンフレットを常備しています。入院しておられる間や、通院している待ち時間の間など、「こんな話を聞いてもらって文章に残したいなあ」「日頃、面と向かって家族に言えないことを、聞いてもらって冊子にしてほしいなあ」「経験したことを孫や家族に伝えたいけど、なかなか話せないから、聞いてもらって冊子にしておこうかなあ」と思っている方は、気軽にお問合せください。「聞き書き」を学習したスタッフが、皆さんの元に何ってお話をお聞きします。数回に分けて、聞かせていただいた語りを文字にして、話し合いながら1冊の冊子にしていきます。

コロナ禍にある今、入院中の患者さんと遠方にいるご家族との思いを繋ぐための手段としても、この活動を利用していただきたいと思います。そして、「聞き書き」の活動を通して、患者さんのお話を聞かせていただき、寄り添う看護を行っていききたいと思います。

クラスターが発生した社会福祉施設に対する 医療チームの対応

感染対策室
集中治療・災害医療部
市立砺波総合病院DMAT
(災害派遣医療チーム)

令和2年3月30日。富山県で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認された日です。当院は砺波医療圏の災害拠点病院、感染症指定医療機関として砺波市だけでなく、南砺市、小矢部市の医療機関、老健施設やグループホーム等の社会福祉施設における感染者の重症度に応じて入院加療を行っています。第1波を迎えた当初より砺波厚生センターと協議を行い、原則、陽性者は入院もしくは宿泊療養施設での加療として自宅療養は行わない方針としました。(図1)ワクチン接種が普及し始めた第5波に入ると陽性者が激増、全体的に重症度も高まった感もあり、感染症病棟の病床数を最大限まで拡大する方針の変更が必要になりました。第5波より発熱外来を受診、コロナ検査にて陽性となった方は医師が診察、採血・画像等各種検査を行い自宅療養の可否を判断。自宅療養となった場合でも高齢者、基礎疾患をお持ちの方には電話診療を行い健康状態の確認、容態がすぐれないようであれば受診、入院という対応を行っています。

時を同じくして社会福祉施設においてもクラスターが多発し当院への入院要請が増え、重症度に応じて受入れを行っていましたが、全ての要請に応えることは困難な状況となりました。(図2)富山県はクラスター対応策として「地域医療支援チーム」派遣の投入フローを提示しました。所管厚生センターはクラスターが発生した社会福祉施設より支援要請が入ると初期評価を行い、医療チームの派遣が必要だと判断した場合は県に派遣要請を行います。これを受けた県は砺波医療圏であれば当院へ派遣要請を行い医師、看護師(感染管理認定看護師)、日本DMAT隊員業務調整員の3名で編成したチームが厚生センターと共に施設支援を行っています。活動概要としては①施設内の状況把握、医療機関での治療が必要なトリアージ、救急搬送判断。②施設内スタッフと連携した医療支援③。施設内での感染拡大防止のための支援。④院内対策本部との情報共有、医療方針協議となります。具体的にはどのような活動をしているのか？派遣要請を受

けチームを編成し施設へ向かい、個人防護服(PPE)を着用してから感染エリア(レッドゾーン)に入ります。エリア内ではフロア図面を見ながら施設職員と共に居室の配置、食堂、トイレ等施設内の構造を確認して感染エリアのゾーニングを行います。陽性者については誰から発症してどのように感染が拡大したのかを確認し、次に陽性になりそうな入所者を予測します。また陽性の有無に関わらず発熱、咳等の有症状があり施設職員が気になる入所者の容態確認も行います。最後に施設内の感染対策方法の確認、職員の感染対策についても充分に確認を行います。職員が陽性となりマンパワー不足となった施設では訪問看護

ステーションからの支援調整も行いました。我々は大規模、中規模、小規模と昨年2月より約15の社会福祉施設へ50回近く介入したでしょうか。この広報誌が発行される頃、社会はどうなっているでしょうか？終息に向かっていくのでしょうか？第0波に突入しているのでしょうか？いずれにしても市立砺波総合病院は今後も砺波厚生センターと連携を取り、クラスターが発生した社会福祉施設への支援を継続してまいります。



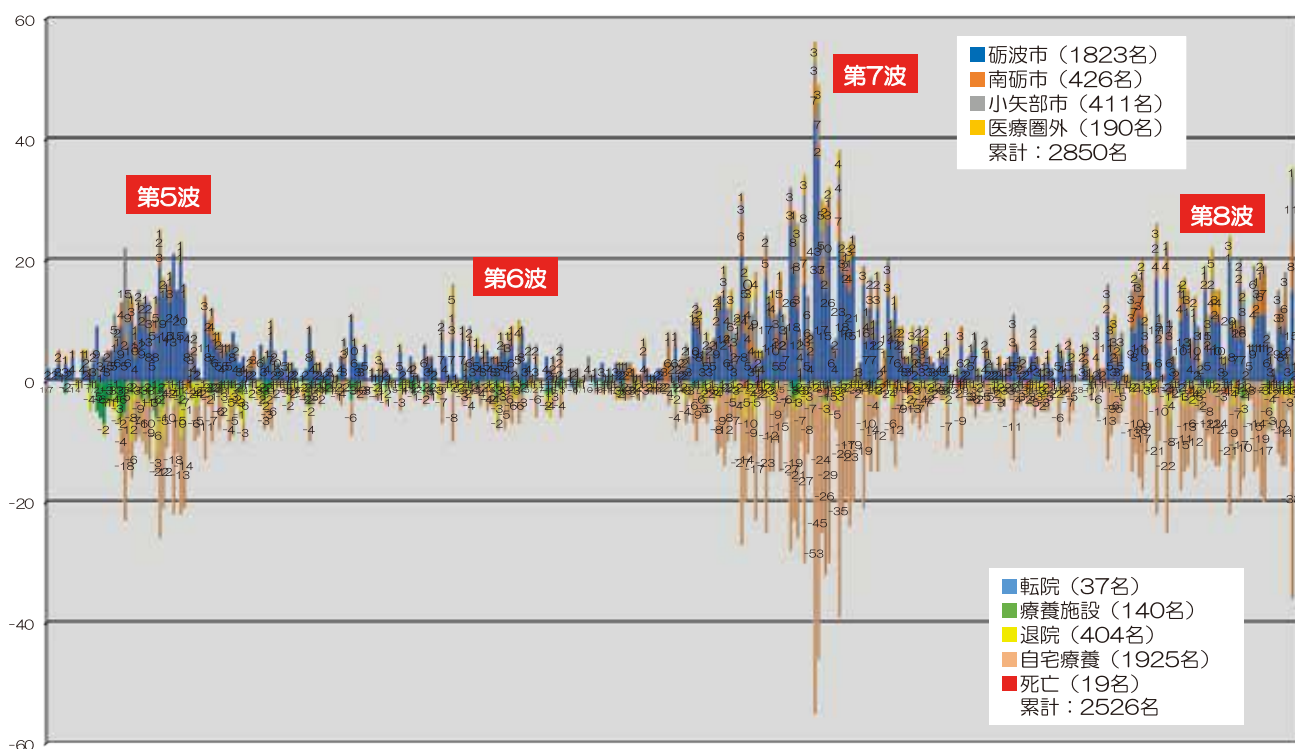


図1：新型コロナウイルス感染症受診状況（令和4年1月～12月）

発熱外来受診、医療機関/社会福祉施設からの受入れ、救急搬送含む

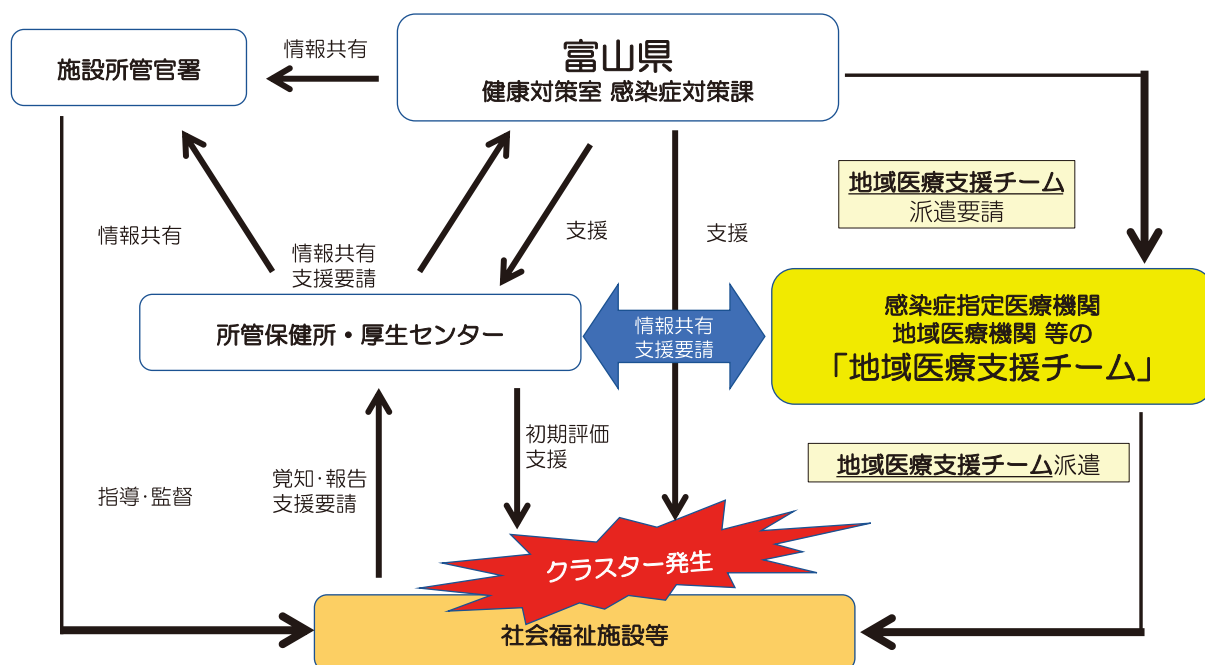


図2：地域医療支援チームの投入フロー

DMATに関してはVol.45（2018.11）「DMATがやってきた!!」参照



となみそうごう 大文化祭

12月1日から5日（土日除く）の3日間、外来棟3階講堂において病院互助会による「第38回となみそうごう大文化祭」が実施されました。患者さんや医療関係者の作品、書道や写真、手芸品、生け花など30以上の作品が並び、来場者を楽しませていました。



院長伝言板

選定療養費の増額について

市立砺波総合病院では、地域の皆さんの命を守る医療を第一として持続可能で高品質な医療を提供するため、医療の機能分化の推進を行っています。それには地域の医療機関と連携した医療の提供が重要となります。地域の皆さんの日常の医療はまずかかりつけ医など地域の医療機関が行い、専門的な検査や入院治療が必要と判断された場合の医療は当院がなっています。そのため、当院を受診いただく場合には、紹介状をお願いしています。

救急医療や緊急入院が必要な場合など以外で、他の医療機関からの紹介状なく当院を受診された場合、保険適用の診療費とは別に選定療養費のご負担をお願いしています。これは国の定めた義務です。これまでは初診5,500円でしたが、2022年10月より初診7,700円と変更しています。

よりよい医療の提供のため、選定療養費のご負担にご理解いただき、当院を受診する際には紹介状のご持参をお願いします。

『患者さんの権利』

本院は、医の倫理と病院の理念及び憲章（運営の基本方針）に基づき、以下の患者さんの権利を尊重します。

1 平等で良質な医療を受ける権利

患者さんは、国籍・経済的社会的地位・年齢・性別・病気の種類などにかかわらず、平等で良質な医療を受ける権利を有します。

2 十分な説明を受け、自己決定する権利

患者さんは、既に実施された診療の内容と、これから行われようとする検査、治療の目的、方法、内容、危険性、治療の見通し及びこれに代わる他の治療法などについて、医療従事者から十分に説明を受ける権利を有します。

また、患者さんは、提供された情報と医療従事者の説明により、自身の自由な意思に基づいて、検査・治療その他の医療行為を受けるか、又は拒否するかの権利を有します。その際、別の医師の意見（セカンド・オピニオン）を聞きたいという希望があれば、これを尊重します。また、これらの医療行為を拒否した場合でも、そのために不利益を被ることはなく、起こりうる医学的な結果について、知られる権利を有します。

3 情報開示を要求する権利

患者さんは、医療機関に対し、自身の診療に関する記録などの閲覧及びそれらの写しの交付を受ける権利を有します。

4 個人情報を守秘される権利

患者さんは、法令に定める場合等を除き、自身の承諾なしに、診療の過程で得られた個人情報自身に診療に直接関与する医療従事者以外の第三者に開示されない権利を有します。

なお、以上の権利を守るために、患者さんには、医療従事者に自身の健康情報を正確に伝えることや、他の患者さんの診療に支障を与えないよう配慮することなどの義務と責任が伴います。

診療案内

外来診療受付時間

□ 新 患

午前8時15分から午前11時まで

□ 再 診

午前8時00分から午前11時まで

※診療科・曜日によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

休 診 日

土・日・休日および年末年始